

三木市デマンド型交通検討部会規約

(設置)

第1条 三木市地域公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）は、協議会設置要綱第7条の規定に基づき、三木市デマンド型交通検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 必要と認められる地域において、デマンド型交通の導入が最適であるかを検討すること。
- (2) デマンド型交通の導入が最適であると認められる場合において、その経路や便数等の運行形態の素案の策定に関すること。

(組織)

第3条 部会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 部会の事務を処理するため、部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長が務める。
- 3 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長から指名された者が議長に当たる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 6 会議の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、全会一致が成立しない場合は、出席委員の過半数で決する。
- 7 会議は、原則として非公開とする。
- 8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会に関し必要な事項又は規約に疑義が生じた事項は、部会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 最初に開かれる部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、協議会が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委員

氏 名	所属・役職名
正 司 健 一	国立大学法人神戸大学 名誉教授
宮 井 勇 人	神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸部 部長
竹 内 宏	神姫バス株式会社 バス事業部 計画課 地域公共交通担当課長
村 上 正 弘	神姫ゾーンバス株式会社 代表取締役社長
初 山 正 則	一般社団法人兵庫県タクシー協会 東播支部 理事
中 西 克 之	国土交通省 神戸運輸監理部 総務企画部 企画調整官
新 田 博 史	兵庫県 土木部 交通政策課 副課長 兼 地域交通班長
友 定 久	三木市 都市整備部長

(令和5年5月9日現在)